

主な提出書類

その他書類が必要な場合もありますので、詳細は市公式Webサイトまたは申請の手引きで必ずご確認ください。

提出書類		法人	個人事業主
1	事業者電気・ガス料金高騰対策支援金申請書兼請求書 様式第1号	○	○
2	誓約書・同意書 様式第2号	○	○
3	電気・ガス料金の領収書（4～8月分）等	○	○
4	① 直近の法人税の確定申告書別表一の控え ② 直近の法人事業概況説明書の控え	○	—
5	履歴事項証明書 ※3カ月以内に発行されているもの、かつ申請時の代表者氏名の記載のあるもの	○	—
6	■ 青色申告の場合（令和3年分） ① 直近の所得税確定申告書第一表の控え ② 直近の所得税の青色申告決算書の控え □ 白色申告の場合（令和3年分） ① 所得税確定申告書第一表の控え ② 所得税の収支内訳書の控え	—	○
7	申請者名義の国民健康保険証の写し ※有効期限内であるものに限る	—	○
8	通帳表紙の裏面又はキャッシュカードの写し等	○	○

(○:要提出 —:提出不要)

よくある問い合わせ

Q&A

Q1. 電気・ガス料金の領収書がありません。

電力会社又はガス会社に支払証明書の発行を依頼し、それを領収書の代わりとして提出してください。

Q2. 4月以降に開業した場合、支援金を受けることができますか？

開業した月の翌月分から令和4年8月分までの電気・ガス料金の支払額の合計が、給付要件(20万円以上)を対象月数(開業した月の翌月から令和4年8月までの月数)で按分した額以上となった場合、本支援の対象となります。
また、給付額は、対象月数で按分した額となります。

例 **開業日** 令和4年5月20日
対象月数 3か月(令和4年6～8月分)

電気・ガス料金支払い実績

月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	計
支払額	—	10万円	4万円	5万円	6万円	15万円

(開業月は支援対象外)

給付対象者の判定

合計額 15万円 …(A)
20万円(給付要件) × (3か月 / 5か月) = 12万円 …(B) } = 15万円 ≥ 12万円
▶ 給付対象です

給付額 5万円 × (3か月 / 5か月) = 3万円 ▶ 支援金額3万円を給付します

事業者電気・ガス料金高騰対策支援金